

○長泉町既存建築物耐震性向上事業費補助金交付要綱

平成12年3月10日告示第15号

改正

平成14年11月21日告示第69号

平成22年8月31日告示第73号

平成23年11月1日告示第96号の2

平成25年6月28日告示第52号

平成29年3月1日告示第23号

令和元年9月26日告示第31号

令和3年3月15日告示第54号

長泉町既存建築物耐震性向上事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時における既存建築物の倒壊等による災害を防止するため、既存建築物耐震性向上事業を実施する当該建築物の所有者又は所有者の同意を得た使用者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、長泉町補助金等交付規則（昭和54年長泉町規則第10号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 既存建築物耐震性向上事業とは、静岡県地震対策推進条例（平成8年静岡県条例第1号）第15条第1項の既存建築物（国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。）の耐震診断を実施する事業をいう。
- (2) 耐震診断とは、プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付取扱要領（平成18年4月3日付け住安第2号-2静岡県都市住宅部長通知）に基づき地震に対する安全性を評価することをいう。

(補助の対象及び補助額)

第3条 補助の対象及び補助額は、別表第1に掲げるとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、長泉町既存建築物耐震性向上事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 事業収支予算書（様式第3号）

(3) 対象建築物に関する次に掲げる書類

ア 耐震診断実施建築物の附近見取図（原則として縮尺2,500分の1以上の地図）

イ 耐震診断実施建築物の配置図及び平面図

ウ 耐震診断経費の見積書の写し

エ 木造建築物にあっては、自家耐震診断カルテ（「わが家の耐震診断と補強」静岡県編）の写し

(4) 所有者の承諾書（所有者以外のものが申請する場合に限る。）

（交付の決定、通知）

第5条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、長泉町既存建築物耐震性向上事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第6条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 既存建築物耐震性向上事業（以下「補助事業」という。）の内容の変更をしようとする場合で、次のいずれかに該当する場合には、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

ア 施工箇所の変更

イ 総事業費の20パーセントを超える額の変更

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告して、その指示を受けなければならない。

(3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整備し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

（変更承認の申請等）

第7条 前条第1号の規定により町長の承認を受けようとする者は、長泉町既存建築物耐震性向上事業変更等承認申請書（様式第5号）及び変更収支予算書（様式第3号）を町

長に提出するものとする。

2 前条第2号の規定による報告は、長泉町既存建築物耐震性向上事業遅滞等報告書（様式第6号）により行うものとする。

（事業完了報告）

第8条 第5条の規定により、補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該補助事業の完了後、長泉町既存建築物耐震性向上事業完了報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 耐震診断結果報告書（様式第8号）

(2) 補助事業実績報告書（様式第9号）

(3) 収支決算書（様式第3号）

2 前項の完了報告書は、当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 町長は、前条の完了報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、長泉町既存建築物耐震性向上事業補助金交付確定通知書（様式第10号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 前条の規定により補助金の交付の確定を受けた者は、前条の確定通知書を受領した日から起算して10日以内に補助金交付請求書（様式第11号）を町長に提出しなければならない。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年11月21日告示第69号）

この告示は、平成14年12月10日から施行する。

附 則（平成22年8月31日告示第73号）

この告示は、公示の日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則（平成23年11月1日告示第96号の2）

この告示は、公示の日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則（平成25年 6 月28日告示第52号）

この告示は、公示の日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則（平成29年 3 月 1 日告示第23号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和元年 9 月26日告示第31号）

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する様式により提出された申請書等とみなす。

3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（令和 3 年 3 月15日告示第54号）

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

#### 別表第 1（第 3 条関係）

補助の対象	補助額	
対象建築物の所有者が行う既存建築物耐震性向上事業に要する経費	建築物耐震診断事業	1 棟ごとに、当該事業に要する経費と別表第 2 に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額の 3 分の 2 以内とし、200 万円を限度とする。

#### 別表第 2

構造	延べ面積	基準額
木造建築物	1,000 平方メートル未満	1 平方メートル当たり 3,670 円
非木造建築物	1,000 平方メートル以上	1 平方メートル当たり

	2,000平方メートル未満	1,570円
	2,000平方メートル以上	1平方メートル当たり 1,050円
非木造住宅	—	1戸当たり 136,000円